

第6回労務法制委員会

労働条件の不利益変更と近時の法改正

労働契約法では、労働者の合意や変更の必要性がない限り、労働条件の不利益変更はできないことになっています。労働協約や就業規則変更の際の手順や注意点を判例を題材に解説します。また、働き方改革の推進に伴う労働法制関連の改正の動向と内容の解説も行います。

開催日時等

日時	平成30年1月19日(金) 15:00~17:00
場所	千葉県経営者会館 4階 407 千葉市中央区千葉港 4-3
内容	【内容】 1. 労働条件の変更方法と手続き 2. 労働条件（賃金、退職金、労働時間、休暇等）の変更と裁判例にみる合理性の判断基準 3. 働き方改革推進に向けた近時の法改正動向と内容
講師	(労働基準法、労働契約法、労働者派遣法、パートタイム労働法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法等) 【講師】 けやき総合法律事務所 弁護士 徳吉 完 氏(左) 柿田 徳宏 氏(右)
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者 定員 70名
参加費	会員 無料



○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php> より、お申し込みください。
(締め切りは、1月12日(金)です。)

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 小山 TEL: 043-246-1158
Eメール: koyamat@chibakeikyo.jp